

③ 所得税の基本的な原則

所得税の計算に当たっては、次のような基本的な原則があります。

1. 個人を単位として計算する（個人単位課税の原則）

夫婦や家族で生活している場合であっても、所得税は収入を稼いだ個人の一人一人を一単位として原則的に計算を行うこととしています。

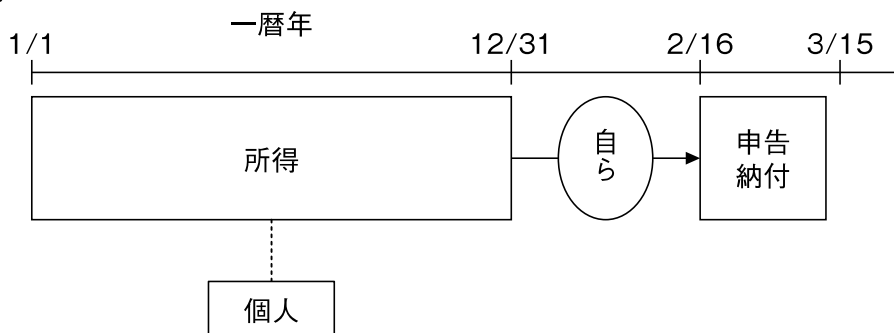
2. 暦年を単位として計算する（暦年単位課税の原則）

会社は、決算日を設けてその会計期間を基に法人税の計算を行うことになっています。

これに対して、所得税はその個人の一暦年間（1月1日から12月31日までの期間）に発生した所得を基に計算を行うことになっています。

所得税の申告・納付までの基本的流れは次のとおりとなります。

(図解)



※ 上記のように所得税はある年の所得税を自ら計算し、その年の翌年2月16日から3月15日までの期間に申告書を提出し、その申告書に記載した所得税を国に納付することになっています。このような制度を**申告納税制度**といいます。

これに対し、住民税や固定資産税のように納付すべき税額が行政側の処分（賦課決定）により確定するものを賦課課税制度といいます。

3. 税金の負担できる能力に応じた計算をする（応能負担の原則）

その収入の内容やその金額の量を考慮して税金の計算形態を決めていきます。

なお、このことについては計算体系で詳しく説明します。